

# 龍郷町 出産・子育て応援給付金

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談支援を充実させるとともに、子育て家庭の経済的支援を開始します！

## 伴走型相談支援

- 面談 1 回目 》 妊娠届出時（母子健康手帳交付時、妊婦の方本人と面談）
- 面談 2 回目 》 妊娠 7～8 か月頃（アンケート（郵送）に回答、希望者に面談）
- 面談 3 回目 》 出生届出後（新生児訪問時、妊婦の方本人と面談）



## 経済的支援

- 支給 1 回目 》 母子健康手帳交付時に妊婦の方が申請、指定した口座に妊婦 1 人当たり 5 万円振込
- 支給 2 回目 》 出生届出時に児童を養育する方が申請、指定した口座に児童 1 人当たり 5 万円振込  
例）双子の場合：妊娠届出時 5 万円、出生届出後 10 万円 計 15 万円の給付

### 支援のイメージ図



妊娠 8 週～10 週前後



妊娠 32 週～34 週



出産

### 伴走型支援

#### 面談①

- ・ 妊婦アンケートの回答
- ・ 母子健康手帳交付

#### 面談② (希望者)

- ・ 妊婦アンケートの回答  
(郵送します)

#### 面談③

- ・ 出産後アンケートの回答
- ・ 新生児訪問

出産応援  
給付金

①妊娠届出時  
5万円

- ・ 申請手続き、後日支給

子育て応援  
給付金

②出生届出時  
5万円

- ・ 申請手続き、後日支給
- ※ 多胎児の場合、  
児童数に応じて5万円が加算

### 経済的支援

## 支給手続

### □ 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出産された方

- ・ 対象となる方に、本町から申請書・アンケートを郵送します。
- そちらを提出いただき、出産（5万円）・子育て（5万円）応援給付金計10万円を後日支給します。

※ 給付金の支給に当たっては、『アンケートの回答』が必要です

### □ 令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年2月1日以降に出生届出された方

- ・ 出産応援給付金に関しましては、本町から申請書・アンケートを郵送します。
- そちらを提出いただき、出産（5万円）応援給付金を後日支給します。
- ・ 子育て応援給付金に関しましては、出生届出時に申請書、新生児訪問の面談時にアンケートをお渡しします。
- そちらを提出いただき、子育て（5万円）応援給付金を後日支給します。

※ 給付金の支給に当たっては、『面談の実施』 ・ 『アンケートの回答』が必要です

### □ 令和5年2月1日以降に妊娠届出をし、出産された方は、上記の支援イメージ図の流れになります。

※ 給付金の支給に当たっては、『面談の実施』 ・ 『アンケートの回答』が必要です

※ 所得制限はありません。

※ 令和4年3月31日以前に妊娠の届出をした方も、令和4年4月1日以降に産んでいただければ給付金の対象となります。

※ 妊娠届出後に流産・死産された妊婦や、出生届出後に死亡した児童の養育者も給付金の対象となります。

## お問い合わせ先